（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（レーダー） **第四十八条**　船舶に設置する無線航行のためのレーダーは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 ［一～三　略］ 四　電源投入後、次に掲げる動作ができるものであること。 イ　四分以内に完全動作状態（電波を送信し、その受信信号を遅滞なく、かつ、連続的に更新していることが画面に表示される状態をいう。以下同じ。）にすることができるものであること。 ロ　完全動作状態から送信準備状態（電源投入状態で機能等は動作可能な状態にあるが、電波の送信及び受信信号の画面表示は停止された状態をいう。以下同じ。）にすることができるものであり、かつ、送信準備状態から一五秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。 五　電源電圧が交流の場合においては定格電圧の（±）一〇パーセント以内に、直流の場合においては定格電圧の（＋）三〇パーセントから（－）一〇パーセントまでにおいて変動した場合においても安定に動作するものであること。 ［六～八　略］ 九　船舶が横揺れ又は縦揺れにより一〇度傾斜した場合においても、前号イの⑴から⑶までに掲げる目標が表示されるものであること。 十　三GHz帯又は九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもののパルス幅は、次のとおりであること。 イ　P〇N電波を使用する場合　一・二マイクロ秒以下 ロ　Q〇N電波を使用する場合　二二マイクロ秒以下 十一　三GHz帯又は九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものの繰返し周波数は、三、〇〇〇ヘルツ（変動率は（±）二五パーセントを超えないこと）を超えないこと。 十二　V〇N電波を用いる場合は、それを構成するP〇N電波成分及びQ〇N電波成分の占有周波数帯幅を合算したものが、三GHz帯にあつては一〇〇MHz、九GHz帯にあつては一一〇MHz以下であること。ただし、P〇N電波成分とQ〇N電波成分の占有周波数帯幅が重複するものにあつては、各電波成分の占有周波数帯幅から重複する周波数の幅を減じた値が、三GHz帯にあつては一〇〇MHz、九GHz帯にあつては一一〇MHz以下であること。	（レーダー） **第四十八条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　四分以内に完全に動作するものであり、かつ、一五秒以内に完全に動作することができる状態にあらかじめしておくことができること。 五　電源電圧が定格電圧の（±）一〇パーセント以内において変動した場合においても安定に動作するものであること。 ［六～八　同上］ 九　その船舶が横に一〇度傾斜した場合においても、前号イの⑴から⑶までに掲げる目標が表示されるものであること。 ［新設］ ［新設］ ［新設］